

様式第7号（第17条第1項関係）

一般廃棄物（収集運搬業・処分業）許可証

許可第7-3号
令和7年7月17日

旭川市住吉4条2丁目8番13号
旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 貴範 様

和寒町長 奥 山 盛



令和7年7月10日付けで申請のあった一般廃棄物（収集運搬業・処分業）については、これを許可します。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物全般 (家庭系、事業系、粗大ごみ、樹木)
収集運搬・処分の別	収集運搬業・処分業
許可の有効期間	令和7年 7月17日から 令和9年 7月16日まで (2ヶ年間)
廃棄物の処分先	和寒町一般廃棄物最終処分場 和寒町リサイクルセンター その他適正処理施設
許可区域	和寒町区域内

遵 守 事 項

- 許可書は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 許可申請の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届け出ること。
- 許可書の有効期間が満了したとき、又は事業を廃止し、若しくは許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可書を返納すること。
- その他関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。